

浦安市規則第 29 号

浦安市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

浦安市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を削る。

第 3 条中「総合支援法第51条の17第 1 項第 1 号又は児童福祉法第24条の26第 1 項第 1 号の規定により、」を「総合支援法第51条の20第 1 項又は児童福祉法第24条の28第 1 項の申請を受けたときは、その内容を審査し、指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の」に、「別記第 2 号様式」を「別記第 1 号様式」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示するものとする。

第 3 条を第 2 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（指定の更新の通知等）

第 3 条 前条の規定は、総合支援法第51条の21第 1 項及び児童福祉法第24条の29第 1 項の規定による指定の更新について準用する。この場合において、前条第 1 項中「第51条の20第 1 項」とあるのは「第51条の21第 1 項」と、「第24条の28第 1 項」とあるのは「第24条の29第 1 項」と、「の申請」とあるのは「の規定による指定の更新の申請」と、同条第 2 項中「指定を」とあるのは「指定の更新を」と、「当該指定」とあるのは「当該指定の更新」と読み替えるものとする。

第 4 条の見出し中「指定変更等」を「廃止等」に改め、同条中「は、名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項の変更に係るものにあつては指定特

定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者変更届出書（別記第3号様式）に当該変更の内容を証する書類を添えて、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては」を「（名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項の変更に係るものを除く。）は、」に、「別記第4号様式」を「別記第2号様式」に改め、「、それぞれ」を削る。

別記第1号様式を削る。

別記第2号様式中「第3条」を「第2条」に、

「

サ	ー	ビ	ス	の	種	類
---	---	---	---	---	---	---

」

を

「

事	業	の	種	類
---	---	---	---	---

」

に改め、同様式を別記第1号様式とする。

別記第3号様式を削る。

別記第4号様式中「㊟」を削り、

「

事業所番号										
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

」

を

「

事業所番号										
事業所番号										

」

に改め、同様式の（注）を削り、同様式を別記第2号様式とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。